

企画競争説明書

業務名称：パキスタン国シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00461

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2022年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本件については特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月6日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月17日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名 : 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付 ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書

〔例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - シンド州内での活動の際の武装警護・車両に関する経費を含む
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) 現地再委託経費
 - 農家実態調査（営農状況（流通・販売を含む）/農業金融/ICT 利用状況）
 - 灌漑施設調査

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PKR 1 = 0.699150 円
- b) US\$ 1 = 110.55200 円
- c) EUR 1 = 131.63200 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」（2020 年 4 月）の「表 4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／農業開発計画（2号）
- 営農／フード・バリュー・チェーン（3号）

● 水利用・灌漑計画（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.10 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月6日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう

な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業開発政策策定支援に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／農業開発計画（2号）
- 営農／フード・バリュー・チェーン（3号）
- 水利用・灌漑計画（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：農業開発政策策定支援に係る各種調査

- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者（営農／フード・バリュー・チェーン）】

- a) 類似業務経験の分野：営農及びフード・バリュー・チェーンに係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者（水利用・灌漑計画）】

- a) 類似業務経験の分野：水利用・灌漑計画に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／農業開発計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 営農／フード・バリュー・チェーン	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 水利用・灌漑計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

第3章 特記仕様書案

第1条 総則

この特記仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」という。）と____（以下、「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査」に係る調査業務の仕様を示すものである。

第2条 背景・経緯

（1）当該国における農業セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。）は、人口約2億2千万人を抱える大国であり、人口成長率は年間約2%で推移している。人口の約6割を30歳以下の若年層が占め、毎年多くの若年層が労働市場に送り込まれるが（世界銀行（2019））、パキスタンには豊富な労働力を吸収できる産業が十分に形成されていない。そうした状況の中、労働人口の42%（同国政府統計（2018））を占める農業セクターは、増え続ける若年層や女性の雇用吸収先として期待されている。一方で、主に水資源や肥料等の非効率な使用等により同国における農業生産性が低く、その結果GDPに占める割合は19%（同国政府統計（2018））と相対的に低い値に留まっている。またGDPの成長率でも、農業セクターは他セクターの成長率に劣後している。今後もパキスタンの急速な人口成長が続くと見込まれる中、農業セクターの振興は、質の高い成長を達成する上で必要不可欠である。

同国の農業セクターでは、大規模農家は一定の収入を得ており、一定の生産性が確保されているが、小規模農家は十分な収入が得られておらず、貧困対策や食料安全保障との観点からも生産性向上等が課題である。これらから、JICAは小規模農家が多いハイバル・パフトゥンハー州とシンド州を主な対象として農業・農村開発分野の協力の検討を行っているが、本調査はそのうちシンド州を対象とするものである。

シンド州において30%以上の人々は購買力平価1.25米ドル／日の貧困線以下の極度貧困の生活を送っており、その大半は同州内農村部で生活している（シンド州農業局（2018））。シンド州農村部においては就労人口のうち65%が農業に従事しており（同国政府統計（2018））、同州の貧困削減を実現するためには農業セクターの振興が重要である。シンド州の農家の62%は所有農地5エーカー¹以下の小規模農家であり（世界銀行（2014））、綿、小麦、コメ、サトウキビ等の作物を生産しているものの、より付加価値の高い果物や野菜等の生産が限定的であることに加え、果物や野菜等の販売促進に必要なフード・バリュー・チェーンは十分に整備されていない。このため、作物の多角化等による農業生産性の向上や、フード・バリュー・チェーンの整備等による農家の生計向上が課題である。

また、同州はほぼ全域が半乾燥または乾燥気候で、降水量が少なく慢性的に水資源が不足しているが、水資源の管理及び利用が非効率的であり、生産性が低いという課題をかかえている（シンド州農業局（2018））。シンド州計画開発局（2017）は、同州の人口は2025年には5400万人に達し、その人口規模に必要な食料確保のためには2025年には年間約900億m³の水資源が必要であると試算しているが、現在利用可能な水資源は年間約540億m³に留まっており、水資源利用の効率化が急務である。

かかる状況に対し、パキスタン政府は国家計画「Pakistan Vision 2025」の一つの柱として「水資源、エネルギー、食料安全保障」を掲げ、水資源の管理及び利用の効率

¹ 約2ヘクタール（20,000m²）（1エーカー＝約4,000m²）

を高めること等で農業生産性を高めるとともに、食料安全保障の観点から、農業の近代化を目標としている。また、シンド州政府は、「シンド農業政策（2018－2030）」の中で、水資源や肥料等の投入資源の効率的な利用、農業技術の革新、フード・バリュー・チェーンの近代化等を通じた農業生産性と成長率の改善等を掲げている。

本調査は上記の背景を踏まえ、シンド州農業セクター全般（畜産分野を除く）の現状を調査し、課題の整理・分析を行う。その上で、小規模農家の営農の現状や水資源の管理・利用状況等を把握し、小規模農家の生計向上と農業生産性の向上に向けた効果的なアプローチを検討するために必要な情報を収集・分析することを目的として実施する。

（2） 当該セクター／地域に対する JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本調査の対象は、我が国の対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2018年2月）の重点分野の1つである「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」のもと「農業・農村セクターの発展」に位置付けられ、JICAが策定する国別分析ペーパー（JCAP、2014年10月）の「農業・農村プログラム」にも位置付けられる。JICAはこれまでにシンド州の農業セクターにおいて、2010～2012年に「シンド州畜産（肉・酪農）開発マスタープラン策定プロジェクト」を実施済、2014年から「シンド州持続的畜産開発プロジェクト」を実施中、2021年から「シンド州畜産育種改良技術支援（クンディ種水牛）」を実施予定であり、畜産を主軸に協力を実施し一定の成果を挙げつつある。一方で、シンド州の農業セクター全体の改善を図るには、畜産以外の課題への取組も重要であることから、本調査では畜産事業で得られた知見・教訓・ネットワーク等を活用しつつ、畜産分野以外でのシンド州での協力可能性を検討することを目的とし調査を行う。

（3） 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

世界銀行は、2014年から「Sindh Agricultural Growth Project」を実施しており、シンド州内の大規模灌漑を含む設備改修等の協力を実施中。

国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations。以下「FAO」という。）は、小規模農家への園芸作物栽培支援、溜め池建設支援、民間と小農によるミルクの生産性向上、販売支援、デーツ、玉ねぎ、唐辛子、米等のフード・バリュー・チェーン強化支援などを実施中。

アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）は、2010～2012年にシンド州における小規模ダム等の水資源設備建設と水資源管理能力向上の支援を実施済みである。

第3条 業務の目的

本調査では、シンド州農業セクターの現状及び課題を確認するとともに、それらを踏まえ今後のシンド州農業セクターにおける協力可能性の検討を行う。

第4条 調査方針及び留意事項

（1） 農家の生計向上に向けたアプローチの検討

新たな事業案を検討する際、特に小規模農家（所有農地5エーカー以下）や貧農の生計向上にどれほど資する方策であるかという点に留意する。また、女性の就農状況についても調査し、女性グループの設立等ジェンダー平等への貢献策等にも配慮しつつ検討を進める。

なお、シンド州の小規模農家や貧農の多くは大規模土地所有者のもとで農業を営む小作農であり、生計向上に向けたアプローチを検討する際、大規模土地所有者との関係性や土地所有制度の実態、営農決定権等についても考慮する必要がある。調査の実施に当たっては、パキスタンの農村がおかれた、身分階層制など社会・文化的背景を十分理解し、パキスタンの実情に合った提案となるように留意すること。

(2) 小規模灌漑施設整備・適切な維持管理体制の検討

シンド州には、既存の幹線水路14本及び支線水路117本があり、灌漑面積は計510万ヘクタールである（シンド州農業局（2018））。しかしながら、支線水路や末端水路では漏水箇所が多いことやため池などがいないために安定的な水量を供給できないといった課題がみられる。また、灌漑施設の維持管理に必要な費用・役割分担が、行政と農家との間で明確にされていないため、結果として適切な維持管理体制が確立されていないと指摘されている。これらを踏まえ、効率的な水資源利用方策をハード面のみならず、ソフト面からの検討も行う。

(3) 農業金融に係る情報収集

小規模農家等が金融システム（マイクロファイナンス等の金融機関やNGO、住民組織等）・アクセス状況等について、現状に係る情報を幅広く収集する。なお、先進的な取組に関しては、シンド州に限らずパキスタン全国を対象とした調査も視野に入れる。金融システム等を捉える上で前提となる社会構造や小規模農家・貧農が保有する資産や彼らの家計状況に関する情報も収集するよう留意する。

(4) ICT等先進的な技術の利活用状況に係る情報収集

農業生産性の向上等を目的とした、水文・気象データに基づく自然災害・天候予測、生産データ分析、農業普及の手段、農産物の流通・販売等へのICT等の先進的な技術の利活用状況を幅広く調査する。その際、小規模農家を対象としたサービス構築の可能性を視野に入れて調査を行う。

(5) 安全対策

- ① 現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。
- ② 調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載する。
- ③ 現地調査対象は外務省安全情報危険レベル 2 以下の地域に限り実施するとともに、調査実施にあたり現地事務所を設置する場合にはカラチ等の都市に置く。
- ④ 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約

における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

- ⑤ パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意する。
- ⑥ 宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテルを利用する。
- ⑦ シンド州内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を別に見積る。
 - (ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車両に同乗させる。
 - (イ) 使用する車両は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- ⑧ カラチ市内の企業等を訪問する場合は、事前にパキスタン事務所のセキュリティクリアランス手続きを行う。
- ⑨ 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、発注者（南アジア部）と相談のうえ、現地調査期間の調整を行うこと。

（6） 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた調査計画の策定

現在、パキスタンでは新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、現地の感染状況に係る最新情報についてパキスタン事務所に確認する等の対応を徹底すること。また、日本帰国時における最新の水際対策措置を確認すること。現時点（2021年7月）では、パキスタンへの入国に際しては、72時間以内に実施したPCR検査で陰性であったことの証明と入国後10日間の自己隔離が求められている。また日本政府はパキスタンを「新型コロナウイルス変異株流行国」として指定している。本調査の実施段階における新型コロナウイルスの流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現状と同様の措置が継続している可能性もあることから、現地渡航に際しては上記措置が必要になると仮定した要員計画及び積算を行う。また、JICAの定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航 行動規範」を遵守する。調査実施期間中、パキスタン政府の措置ないしJICAの安全対策措置により、パキスタンへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性もあることから、そのような場合の調査及び協議の代替方法についても検討する。

第5条 業務の内容

第4条を踏まえ、以下を行う。

（1） シンド州における農業・農村開発に関連する情報収集

以下の項目について、インターネットや文献、現地での調査やインタビューを通して情報収集を行い、各分野で取りまとめる。

① 農業・農村開発に関連する行政機関・政策に係る情報収集

- (ア) 当該地域に係る農業・農村開発の政策、計画の策定、農業開発状況
- (イ) 同分野に係る政府機関の役割、能力、運営体制、関係図、農業関連事業予算
- (ウ) 同分野、同地域においてこれまでJICAの実施してきた協力の分析・整理
- (エ) 他ドナーの同分野、同地域における支援状況

② 営農・土地利用状況に係る情報収集

- (ア) 同州の農村に係る社会構造
- (イ) 現在の主な栽培作物、品種、生産量、年間栽培カレンダー、栽培環境（水資源、灌漑設備、土壌等）、投入物（種子、肥料、農薬、農業機材、労働者）、農家一戸あたりの平均収入とコスト
- (ウ) シンド州における転換作物に係るこれまでの事業の情報収集・分析
- (エ) 普及サービスに係る州政府機関等の業務内容、市場設備
- (オ) 農業生産物のフード・バリュー・チェーン（流通状況、流通関係者、各工程の設備・技術、販売先、市場物流等）、主要作物の季節による価格変動、主要作物別自給率等
- (カ) 農家の生計手段、コミュニティの状況、農業生産組合等の組織の役割・体制・能力、家計状況、季節的な出稼ぎの有無またその状況、技術的課題、普及やマーケティングに係る課題、別品種導入への意欲
- (キ) シンド州内の耕地面積、荒廃農地面積、遊休農地面積、未開墾面積、放牧地面積、利用形態、農地所有権・所有制度と実体の現状把握
- (ク) 農業分野における営農改善に向けた関連機関による主な取り組み
- (ケ) 新型コロナウイルス感染拡大に伴うサプライチェーンへの影響

③ 水資源利用に係る情報収集

- (ア) 自然環境情報（降水量、日照量、土壌、地形、水系等）及び観測状況
- (イ) 水資源利用に関する法律・制度、政策、制約、水資源管理組合等関係する機関の役割、体制、能力
- (ウ) 雨水、農業排水等の再利用の状況
- (エ) 灌漑計画／設計、施工、維持管理に関する現況と課題
- (オ) 灌漑システム（灌漑用水の供給状況、灌漑用排水路、耕作道・アクセス道路等を含む）の現況と課題
- (カ) 灌漑施設及び灌漑用排水路の補修・改修計画の把握
- (キ) 灌漑用水の利用・管理状況の確認（行政支援、組織運営、水資源管理・配分の現況を含む）

④ 農業金融に係る情報収集

- (ア) 農業金融に関する公的支援（補助金、優遇税制、融資等）及び民間が提供する金融サービス（マイクロファイナンス等）の状況
- (イ) 小規模農家（所有農地5エーカー未満）の資産保有状況（農地、宅地、家屋、家畜、農機具、ポンプ、井戸、車両等）
- (ウ) 小規模農家の資金調達概況（金融機関、仲介業者、担保、返済プロセス、利子の支払い等）
- (エ) 小規模農家の財務状況（農内外収支の状況等）

⑤ 農業セクターにおける ICT 等先進技術の利活用状況に係る情報収集

- (ア) 同州におけるインターネット及びスマートフォンの普及状況・農業関係者のICT利用能力等ICT利用環境に関する情報把握（農村部を含む）
- (イ) 他ドナー、NGO、民間、農業組合等によるICT等先進技術の利活用事例の収集・整理

(2) シンド州の農業分野における協力の方向性の検討

(1) の調査結果を踏まえ、シンド州における農業分野の課題を整理し、JICA の支援案を以下の手順で検討する。なお、取りまとめる際は技術協力及び無償資金協力を中心に検討する。

- ① 同州農業セクターに対して中長期的に取り組む協力方針案を取りまとめる。その際、先方政府の方針及び他ドナーの方針・事業実績等を踏まえた上で、JICA の協力の方向性を整理する。
- ② 上記協力の方向性に基づき、先方政府関係機関と協議の上、協力可能性のある分野を優先度と付しつつ選定する。
- ③ 優先度の高い分野については、プロジェクト案の概要を提示する。プロジェクト案は、プロジェクト目標、成果、活動内容、期間、投入規模、治安面及び感染症対策面を含めた留意事項等を記載する。

上記諸点をドラフトファイナルレポートに含め、JICA及び先方政府機関との協議を経てファイナルレポートとして最終化する。

(3) インセプションレポートの作成

(1)～(2)に基づいて調査項目を整理、調査計画(調査の方針、方法、工程、要員計画、便宜供与依頼等)を策定し、インセプションレポート案を作成する。内容については発注者に説明し、協議を行った上で最終化し、発注者の承認を得る。

(4) ドラフトファイナルレポートの作成と先方関係機関への説明

1) 以上の調査結果をドラフトファイナルレポート(案)として取りまとめ、JICA 南アジア部及び関係部署(経済開発部及びパキスタン事務所)と会議(オンラインも可)を開催し、内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、ドラフトファイナルレポートを最終化し、JICA 南アジア部の了承を得る。

2) 先方関係機関に対し、ドラフトファイナルレポートの内容を説明し、協議を行う。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府や JICA による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、先方関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意する。

(5) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については修正し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

(6) 業務工程

2021年10月に業務を開始し、2022年2月に最終成果品を JICA に提出することを想定している。

② 国内調査(2021年10月上旬～10月下旬)

(ア) 本調査の全体像を把握した上で、調査項目、調査対象を絞り込む。調査全体の方針、詳細な調査方法を検討し、業務計画書及びインセプションレポートを作成し、JICA に提出する。

(イ) 先方政府による政策文書及び他ドナーによる既存報告書、その他公開され

ている情報からシンド州農業セクターの現状・課題に係る情報を収集する。
(ウ)先方政府及び他ドナーへの遠隔でのヒアリングを通して情報収集を行う。
(エ)日本人コンサルタント渡航前にローカルコンサルタントを通じて、農村部等での実地調査を始める。

③ 現地調査（2021年11月上旬～12月中旬）

(ア)インセプションレポートの内容を先方政府に説明し、協議する。
(イ)同州農業セクターで事業を実施している他ドナー（世界銀行等）へのヒアリングを行い、関連事業の情報を収集する。
(ウ)先方政府の政策動向や優先課題等に係る情報を収集する。
(エ)ローカルコンサルタントと協議し、調査の進捗や計画等について確認する。必要に応じてローカルコンサルタントに技術的助言を行う。
(オ)ローカルコンサルタントとともに実地訪問を行い、施設状況等の確認、調査、関連機関へのヒアリング等を行う。
(カ)ローカルコンサルタントの計画、報告書作成に関する詳細な指示を行う。
(キ)現地調査の業務内容を JICA パキスタン事務所へ報告する（オンラインで JICA 南アジア部も同席する）。

④ 国内整理作業（2022年1月上旬～2月中旬）

(ア)ローカルコンサルタントの調査進捗等について遠隔でフォローを行い、ローカルコンサルタントからの調査報告書を取り付ける。
(イ)ローカルコンサルタントの報告書及び現地調査の分析を踏まえ、今後の協力事業に関する検討結果とともにドラフトファイナルレポートを作成し、JICAへ提出する。
(ウ)ドラフトファイナルレポートに関し、JICA 関係部署と会議を開催し（オンラインも可）、コメントを取り付けて修正する。また先方関係機関に対してドラフトファイナルレポートの内容を説明し、協議する（オンラインも可）。ドラフトファイナルレポートへの関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所は修正して、ファイナルレポートとしてまとめる。
(エ)ファイナルレポート英語版を作成し、JICA の確認後、先方政府機関に提出、説明を行う。

第6条 報告書及び提出物等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5)を成果品とし、提出期限は、2022年2月下旬を予定している。各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前にJICA南アジア部に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) 業務計画書

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
提出時期：契約締結後10営業日以内
部 数：和文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

2) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等
提出時期：現地調査（現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始2週間前
部 数：和文3部、英文5部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体成果
提出時期：2022年1月下旬を想定
部 数：和文5部、英文10部、電子データ（PDF形式、Word形式）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体成果
提出時期：2022年2月下旬
部 数：和文10部、英文10部、電子データ（PDF形式、Word形式）

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(2) 調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～4)は原則として簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、1)及び2)を除く各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

(3) その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付して提出。

2) 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかにJICA南アジア部に提出すること。

3) 調査業務報告書

JICAの規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

4) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した自然環境調査等の成果品について発注者へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

最終報告書目次案

略語票

要約

調査概要

1. 農業政策・計画
 1. 1. 関連する政策と優先課題
 1. 2. 政府の組織体制

2. 自然・社会状況
 2. 1. 自然条件
 2. 2. 社会インフラ
 2. 3. 経済インフラ
 2. 4. 社会構造
 2. 5. 土地利用状況

3. シンド州の営農に係る状況
 3. 1. 主要農作物と生産量
 3. 2. 農作業カレンダー
 3. 3. 農業投入物
 3. 4. 塩類土壌

4. シンド州のフード・バリュー・チェーンに係る状況

5. シンド州の水資源に係る状況
 5. 1. 自然環境
 5. 2. 水資源利用に係る政策
 5. 3. 水資源施設の現状
 5. 4. 水資源利用に係る農民組織の現状
 5. 5. 水資源の再利用の状況

6. シンド州の農業金融に係る状況

7. シンド州の農業分野におけるICT等先進技術の活用状況

8. 他ドナーによる農業・畜産・農村開発分野への取り組み状況と実績

9. 今後のJICAの協力可能性
 9. 1. 調査対象地における課題
 9. 2. 無償資金協力の方向性
 9. 3. 技術協力の方向性

別添資料

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料及び同資料リスト

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月に業務を開始し、2022年2月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。

① 国内調査（2021年10月上旬～10月下旬）

(ア)本調査の全体像を把握した上で、調査項目、調査対象を絞り込む。調査全体の方針、詳細な調査方法を検討し、業務計画書及びインセプションレポートを作成し、JICAに提出する。

(イ)先方政府による政策文書及び他ドナーによる既存報告書、その他公開されている情報からシンド州農業セクターの現状・課題に係る情報を収集する。以下の資料は、本調査の前提となる資料である。

I. Pakistan Vision 2025

<https://www.pc.gov.pk/uploads/vision2025/Pakistan-Vision-2025.pdf>

II. シンド農業政策（2018-2030）

<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/pak191432.pdf>

III. シンド州畜産（肉・酪農）開発マスタープラン策定プロジェクト Final Report（和文要約）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000419.html>

IV. シンド州持続的畜産開発プロジェクト 中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029518.html>

(ウ)先方政府及び他ドナーへの遠隔でのヒアリングを通して情報収集を行う。

(エ)日本人コンサルタント渡航前にローカルコンサルタントを通じて、農村部等での実地調査を始める。

② 現地調査（2021年11月上旬～12月中旬）

(ア)インセプションレポートの内容を先方政府に説明し、協議する。

(イ)同州農業セクターで事業を実施している他ドナー（世界銀行等）へのヒアリングを行い、関連事業の情報を収集する。

(ウ)先方政府の政策動向や優先課題等に係る情報を収集する。

(エ)ローカルコンサルタントと協議し、調査の進捗や計画等について確認する。必要に応じてローカルコンサルタントに技術的助言を行う。

(オ)ローカルコンサルタントとともに実地訪問を行い、施設状況等の確認、調査、関連機関へのヒアリング等を行う。

(カ)ローカルコンサルタントの計画、報告書作成に関する詳細な指示を行う。

(キ)現地調査の業務内容をJICAパキスタン事務所へ報告する。

③ 国内整理作業（2022年1月上旬～2月中旬）

(ア)ローカルコンサルタントの調査進捗等について遠隔でフォローを行い、ローカルコンサルタントからの調査報告書を取り付ける。

(イ)ローカルコンサルタントの報告書及び現地調査の分析を踏まえ、今後の協力事業に関する検討結果とともにドラフトファイナルレポートを作成し、JICAへ提出する。

(ウ)ドラフトファイナルレポートに関し、JICA関係部からコメントを取り付けて修正し、ファイナルレポートとしてまとめる。

(エ) ファイナルレポート英語版を作成し、JICA の確認後、先方政府機関に提出、説明を行う。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約15.2人月（現地7.0人月、国内8.2人月）

※ 隔離期間中は、可能な範囲で調査業務（遠隔）を行うことを想定します。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／農業開発計画（2号）
- ② 営農／フード・バリュー・チェーン（3号）
- ③ 水利用・灌漑計画（3号）
- ④ 農業金融
- ⑤ ICT 利活用

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 農家実態調査（営農状況（流通・販売を含む）/農業金融/ICT 利用状況）
- 灌漑施設調査

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) その他留意事項

安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。

現地調査対象は外務省安全情報危険レベル2以下の地域に限り実施するとともに、調査実施にあたり現地事務所を設置する場合にはカラチ等の都市に置く。

（第3章第4条（8）参照。）